

消費者被害注意報 No. 53

「保険金が使える!？」住宅修理サービスにご用心!!

相談事例 3日前、「近所で工事をしているのであいさつに来た」と尋ねてきた業者から「雨どいが壊れているようだが、無料で点検しないか。損害保険に加入していれば保険で修理できる。」と言われ、点検をお願いした。点検後、「雨どいが壊れているが雪の重みで壊れたことにすれば保険で修理できる。」と勧められ契約をしてしまった。本当に大丈夫だろうか。



《相談員がアドバイスした内容》

自然災害による住宅の損害が、損害保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多い点に着目した勧誘方法です。

しかし契約後、「損害保険会社に通常の使用による損耗や経年劣化と認定され、保険金が支払われなかった」「工事がずさんだった」「解約をしようとしたら高額な解約料を請求された」などというトラブルが起きていることを説明し、不安ならクーリング・オフで解約できることを助言しました。

《トラブルを防ぐためには!》

- 自分の加入している損害保険の補償対象がどうなっているのか、申請はどのようにするのかなどを**損害保険会社に確認しましょう。**
- 工事を依頼するときには、複数の業者から見積もりを取って比較し、**信頼できる業者を選びましょう。**
- 訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、**クーリング・オフにより無条件で契約を解除できます。**この期間を過ぎてしまっても、勧誘方法に問題がある場合などは、解約できる場合もありますので、早めに消費生活センターに相談しましょう。

見守りのポイント

高齢者宅で次々と工事が行われているなど、周囲が「おかしい?」と気づいても、高齢者自身が気づいていない場合や、困っていてもどうしたらよいか分からないという場合もあります。

そのような場合は、消費生活センターに相談するようにアドバイスするなど、周りの人のサポートが大切です。

なお、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいるダイヤル0570-016-100)では、リフォームに関する疑問や心配について、一級建築士による無料相談や、見積書のチェックやアドバイスも無料で行っています。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111